

「指定短期入所生活介護(ショートステイ)」重要事項説明書

社会福祉法人与謝郡福祉会
ショートステイ岩滝あじさい苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(京都府指定 第7200045号)

当施設はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

[目 次]

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. サービス利用をやめる場合	6
7. 苦情の受付について	11
8. 身元引受人.....	11

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人与謝郡福祉会
(2) 法人所在地 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7
(3) 電話番号 0772-44-0015
(4) 代表者氏名 理事長 四宮功雄
(5) 設立年月 平成7年3月20日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 短期入所生活介護事業所・平成13年5月1日指定
京都府72000045号
- (2) 施設の目的 高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、契約書に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 ショートステイ岩滝あじさい苑
- (4) 施設の所在地 京都府与謝郡与謝野町字弓木13番地の6
- (5) 電話番号 0772-46-5761
- (6) 施設長氏名 施設長 安見 真一
- (7) 当事業所の運営方針
- ・利用者の尊厳を大切にし、笑顔に満ちあふれた生活の場をめざします。
 - ・誠意と熱意と愛情を持ってサービスの提供に努めます。
 - ・さまざまな分野と連携し地域社会の発展に貢献します。
- (8) 開設年月日 平成13年5月1日
- (9) 入所定員 1日10人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、個室と4人部屋ですが、部屋のタイプをご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室	2室	従来型個室
4人部屋	2室	多床室
合 計	4室	
食堂(デイルーム)	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、鏡、温熱治療器
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更:ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

- ・トイレ、洗面所は全室完備(トイレは居室外にもあり)
- ・4人部屋は準個室対応

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員(介護老人福祉施設と兼務)	21.7名	看護職と合わせて4名
3. 生活相談員(介護老人福祉施設と兼務)	2.25名	1名
4. 看護職員(介護老人福祉施設と兼務)	4.2名	介護職と合わせて4名
5. 機能訓練指導員(看護職員と兼務)	(1)名	(1)名
6. 介護支援専門員(生活相談員と兼務)	(1)名	(1)名
7. 管理栄養士	2名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制	
	標準的な時間帯における最低配置人員	
1. 介護職員	早 出① 6:30～15:30	1名
	早 出② 7:45～16:45	1名
	日 勤① 8:30～17:30	1名
	日 勤② 9:00～18:00	1名
	遅 出① 10:30～19:30	1名
	遅 出② 13:00～22:00	1名
	夜 勤 16:00～9:00	1名
2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	早 出① 7:30～16:30	1名
	早 出② 8:00～17:00	1名
	日 勤 8:30～17:30	1名
	遅 出 9:00～18:00	1名
3. 機能訓練指導員	日 勤	8:30～17:30
		1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1)当施設が提供する基準介護サービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとつていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食:8:00～9:00 昼食:12:00～13:00 夕食:18:00～19:00

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理・服薬管理

- ・看護職員が、健康管理・服薬管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第4条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

個室:

1. ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要介護度1 6,030 円	要介護度2 6,720 円	要介護度3 7,450 円	要介護度4 8,150 円	要介護度5 8,840 円
2. うち、介護保険から給付 される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
3. サービス利用に係る自 己負担額(1-2)	603円	672円	745円	815円	884円
4. 居室に係る自己負担額	1, 231円				
5. 食事に係る自己負担額	1, 645 円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	3,479 円	3,548 円	3,621 円	3,691 円	3,760 円

多床室:

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 6,030 円	要介護度2 6,720 円	要介護度3 7,450 円	要介護度4 8,150 円	要介護度5 8,840 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	603円	672円	745円	815円	884円
4. 居室に係る自己負担額	915円				
5. 食事に係る自己負担額	1,645 円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	最大 3,163 円	最大 3,232 円	最大 3,305 円	最大 3,375 円	最大 3,444 円

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割)の支払いを受けるものとします。(市区町村から届く、介護保険負担割合証参照)※提示をお願いします。

2018年8月より所得によって介護サービスの自己負担割合が3割に引き上げされます。単身世帯で年金と年金以外の所得合計が340万円以上(月収28.3万円以上)、夫婦世帯で463万円以上(38.5万円以上)となる方が3割負担(市区町村から届く、介護保険負担割合証参照)※提示をお願いします。

☆夜勤を行なう職員の数が、定数より1以上多く配置した場合、夜勤職員配置加算として1日につき13円(13単位)が必要となります。

夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員(介護福祉士であって喀痰吸引の実施可能な職員)を一人以上配置している場合、夜勤職員配置加算(Ⅲ)イとして、1日につき15円(15単位)を算定いたします。

なお、ここで言う夜勤の時間帯は、午後5時から翌日の午前9時までとする。

☆若年性認知症の方を受け入れた場合、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120円(120単位)が必要となります。

☆送迎をご利用される際は片道につき、184円(184単位)を算定いたします。なお、通常の送迎範囲は、与謝野町、宮津市、伊根町の1市2町とします。通常の送迎範囲からはずれる場合は、1キロにつき20円の加算をいただきます。

☆緊急短期入所受入加算の要件に該当した場合は、原則7日間を原則とし、1日につき90円(90単位)を算定いたします。

☆連続して30日を超える利用の場合は保険対象外となります。

☆長期利用の適正化 連続して60日を超える利用の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	603	672	745	815	884
長期利用者減算適用後(31~60日)	573	642	715	785	854
長期利用者減算適用後(61日以降)	573	642	715	785	854

☆サービス提供体制強化加算として

(Ⅰ)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上となった場合か、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合、1日につき22円(22単位)を算定いたします。

(Ⅱ)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上となった場合、1日につき18円(18単位)を算定いたします。

(Ⅲ)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上か、常勤職員が75%以上か、勤続7年以上の職員が30%以上かに該当の場合、1日につき6円(6単位)を算定いたします。

*上記の加算は、いずれか1つに該当します。

☆看護体制を整え、常勤の看護師を1名以上配置している場合、看護体制加算として(Ⅰ)、1日につき4円(4単位)が必要となります。

☆認知症専門ケア加算

認知症利用者に対し専門的な認知症ケアを行った場合

認知症専門ケア加算(Ⅰ):3単位(自己負担は3円)

認知症専門ケア加算(Ⅱ):4単位(自己負担は4円)

(Ⅰ):①認知症の日常生活自立度のランクがⅢ以上の占める割合が全体の50%以上

②認知症介護に係る専門的な研修を終了している職員を配置

③職員に対して、認知症ケアに関する伝達または技術的な指導や定期的に開催

(Ⅱ):①(Ⅰ)の基準にいずれも適合

②認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している職員を配置し、技術的な指導を実施

③介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する計画し、実施等をおこなっている。

※(Ⅰ)、(Ⅱ)とも①~③を実施していることを条件とします。また、(Ⅰ)~(Ⅱ)についてはいずれか一つのみを算定します。

☆在宅中重度者受入加算

指定短期入所生活介護事業所(ショートステイ)において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行った場合に1日につき421円(421単位)が必要となります。

☆業務継続計画未策定減算:▲所定単位数 1/100 減算(日)

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

☆高齢者虐待防止措置未実施減算:▲所定単位数 1/100 減算(日)

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

☆身体拘束廃止未実施減算:▲所定単位数 10/100 減算(日)

身体拘束等の適正化を図るため次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

☆介護職員等処遇改善加算

・これまで介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算と加算が別々にいただいておりましたが、介護職員等処遇改善加算として1つにまとめられます。

介護職員等処遇改善加算(I) 14.0%

介護職員等処遇改善加算(II) 13.6%

介護職員等処遇改善加算(III) 11.3%

介護職員等処遇改善加算(IV) 9.0%

☆生産性向上推進体制加算

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価するものとなっています。

生産性向上推進体制加算(I) 100 単位/月

- ・生産性向上推進体制加算(II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

生産性向上推進体制加算(II) 10 単位/月

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。

- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

〈利用者負担の軽減〉

◇ 当施設の滞在費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市長村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、ショートステイの滞在費・食費の負担が軽減されます。

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

基本額(第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1,645	300	390	650	1,360

※第3段階①…年金収入等が80万円超120万円以下

第3段階②…年金収入120万円超

② 居住に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日当たり)のご負担となります。

* 外出・外泊・入院等で居室(個室)を開けておく場合は、第1～3段階の方は6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

居住費

	基本額 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
個室	1,231	380	480	880	880
多床室	915	0	430	430	430

〈社会福祉法人の低所得者負担軽減〉

社会福祉法人は、社会的役割の一環として、低所得者の利用者負担の軽減に取り組んでいます。

対象者は、市町村民税世帯非課税で、年収が単身世帯で150万円以下(世帯員が増えるごとに50万円を加算)であるなど、市町村が生計が困難と認めた人です。軽減の程度は、1割負担と食費・居住費(滞在費)の1/4が原則で、市町村が利用者の状況に応じて個別に決定します。

(2)(1)以外のサービス(契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事(酒を含みます。)

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。 利用料金:要した費用の実費

②おやつ

ご利用者の希望に基づいておやつを提供します。

利用料金:50円(1回)※請求書にあがってきます。

③理髪・美容

[理髪サービス]

2カ月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

利用料金:別表参照

[美容サービス]

2カ月に1回、美容師の出張による美容サービス(調髪、パーマ、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金:別表参照

④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。但し、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

京都農業協同組合 与謝野支店 普通預金0024514

京都北都信用金庫 野田川支店 普通預金0997876

口座名義 社会福祉法人与謝郡福祉会 理事長 四宮功雄

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関:京都農業協同組合、京都北都信用金庫

※やむを得ない場合は窓口での現金支払いも可能です。

(4)利用の中止・変更・追加(契約書第8条参照)

☆利用開始前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス開始日の前日までに申出てください。

☆利用日の当日に利用者の都合により利用をキャンセルされた場合は、キャンセル料として1回1,000円いただきます。ただし、法人の都合や災害等でサービスを利用することが困難な場合等、やむを得ない事情がある場合は除きます。

利用予定日当日の迎え出発までに申し出があった場合	無料
利用予定日当日の迎え出発までに申し出がなかった場合	1,000円 (1回)

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

☆ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施さ

れたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご利用者からの解約・契約解除の申し出(契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第19条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ① ご利用者及び、その関係者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為や迷惑行為等を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

* サービス利用にあたっての禁止行為

- 1.事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- 2.パワーハラスマント、セクシャルハラスマント、ケアハラスマント、カスタマーハラスマントなどの行為
- 3.サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

(3)契約の終了に伴う援助(契約書第16条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. 苦情の受付について(契約書第21条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職氏名] 施設福祉課長 石本 恵子

○苦情解決責任者 施設長 安見 真一

○受付時間 毎日 8:30~17:30

また、苦情受付ボックスをエントランスのカウンターに設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付機関

与謝野町役場福祉課	所在地:〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 電話番号:0772-43-9021・FAX:0772-43-0061 受付時間:9:00~17:00
宮津市健康・介護課	所在地:〒626-8501 京都府宮津市字浜町 3012 電話番号:0772-45-1619・FAX:0772-22-8438 受付時間 9:00~17:00
伊根町保健福祉課	所在地:〒626-0493 京都府与謝郡伊根町字秀 651 電話番号:0772-32-0504・FAX:0772-32-1333 受付時間:9:00~17:00
京都府国民健康保険 団体連合会	所在地:〒600-8411 京都市下京区烏丸四条下ル水銀屋町 620 COCON 烏丸 内 電話番号:075-354-9090・FAX075-354-9055 受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日は除く)
京都府社会福祉サービ ス運営適正化委員会	所在地:〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375 府立総合社会福祉会館5F 電話番号:075-252-2152・FAX075-212-2450 受付時間:9:00~17:00
第三 者 委 員	宇野美保子:電話番号 0772-46-2528 廣野安樹 :電話番号 0772-46-3045

(3)苦情の目的

利用者の苦情に対して社会性や客觀性の確保された方法によって早期かつ適切に対応することにより、サービス内容を改善した不適切な介護(虐待)を防止することを通じて、利用者の権利を擁護し利用者本位のサービスを行うことを目的とする。

(4)苦情の仕組み

利用者の苦情に対する仕組みは次の4段階とする。

第1段階: サービス現場の担当者が苦情を受け付け、解決が容易な場合は直ちに対応する。苦情の内容と対応結果を通常の業務記録に記載し、解決が困難な苦情については苦情受付担当者に速やかに伝達する。

第2段階: 苦情受付担当者が利用者から直接に苦情を受け付け、または現場担当者から第1段階で未解決の苦情に関する伝達を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。

第3段階: 第三者委員が利用者から直接に苦情を受け付け、または苦情受付担当者からの報告を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。

第4段階: 苦情解決責任者が苦情受付担当者または第三者委員からの報告を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。解決が不可能な場合等は、施設外の苦情申し立て機関に

関する情報を適切に利用者に提供する。

(5) 第三者評価について

当事業はサービス事業者の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上・改善に寄与することを主な目的とした第三者評価を下記の評価機関に依頼して受診しています。

○評価機関名：きょうと福祉ネットワーク「一期一会」

○評価認定日：令和7年10月31日

8. 身元保証人について(契約書第23条参照)

- 1 利用者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、利用者に身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合は、この限りではありません。
- 2 身元引受人は、本契約に基づく利用者の一切の義務について、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。
- 3 前項のほか、身元引受人は、次の各号の責任を負うものとします。
 - (1) 利用者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること
 - (2) 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること
 - (3) 利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること
 - (4) 身元引受人の住所、氏名に変更のあったとき、または身元引受人が死亡したとき、成年後見、補佐、補助の審判を受けたことによって変更するときは、その旨を直ちに事業者に通知しなければならない。

説明を行ったことを明らかにするために、この重要事項説明書を2通作成し、利用者と事業者が、それぞれ署名押印の上、1通ずつ所持します。

令和 年 月 日

事業者

〔住 所〕 京都府与謝郡与謝野町字弓木 13 番地の 6
〔事業所名〕 ショートステイ岩滝あじさい苑
〔代表者名〕 施設長 安見 真一

説明者

〔職 名〕生活相談員
〔氏 名〕印

利用者

〔住 所〕京都府
〔氏 名〕印

署名代行者 ※利用者記載の部分を代行する場合

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

〔住 所〕
〔氏 名〕印
〔署名代行の理由〕

身元保証(引受)人①

〔住 所〕
〔氏 名〕印

身元保証(引受)人②

〔住 所〕
〔氏 名〕印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1)建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建

(2)建物の延べ床面積 4,724.70 m²

(3)併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設] 平成13年5月1日指定 京都府72000045号 定員50名

[通所介護] 平成12年4月1日指定 京都府72000045号 定員30名

[居宅介護支援事業] 平成12年4月1日指定 京都府72000045号

[ケアハウス] 平成13年5月1日認可 定員15名

[認知症対応型通所介護] 平成29年9月1日認可 定員10名

[介護予防・日常生活支援総合事業] 平成29年9月1日認可 定員10名

(4) 法人の実施する事業所

長寿苑	特別養護老人ホーム長寿苑、軽費老人ホームケアハウス福寿荘、長寿苑短期生活介護事業所、伊根デイサービスセンター、伊根在宅介護支援センター、おきなぎの家(小規模多機能施設)
虹ヶ丘	特別養護老人ホーム虹ヶ丘、軽費老人ホームケアハウス虹ヶ丘、ショートステイ虹ヶ丘、虹ヶ丘デイサービスセンター、虹ヶ丘ヘルパーステーション、支援センターかなで、ふれあいホーム神宮寺(小規模多機能施設)
岩滝あじさい苑	特別養護老人ホーム岩滝あじさい苑、ケアハウス岩滝あじさい苑、ショートステイ岩滝あじさい苑、デイサービスセンター岩滝あじさい苑、岩滝あじさい苑ひより(認知症通所介護・日常生活支援総合事業)
やすら苑	特別養護老人ホームやすら苑

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。(介護老人福祉施設と兼務)の生活相談員を配置しています。

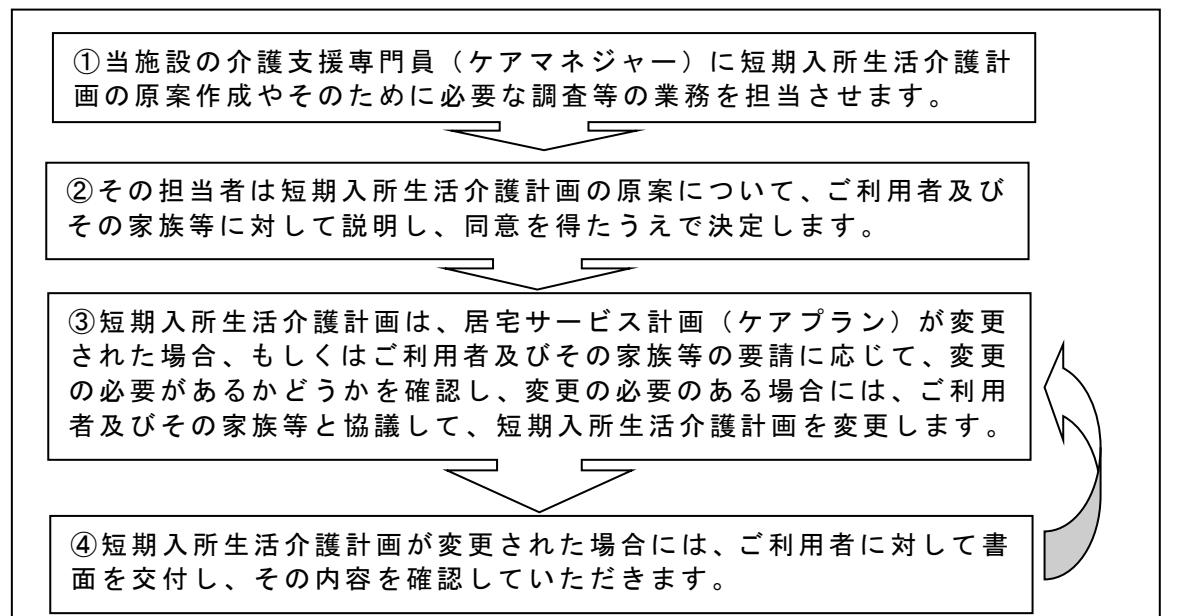
看護職員…主にご利用者の健康管理、薬の管理や療養上の世話をいますが、日常生活上の介護、介助等も行います。(介護老人福祉施設とデイサービス係兼務)の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。(看護職員が兼務)の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。(生活相談員が兼務)の介護支援専門員を配置しています。

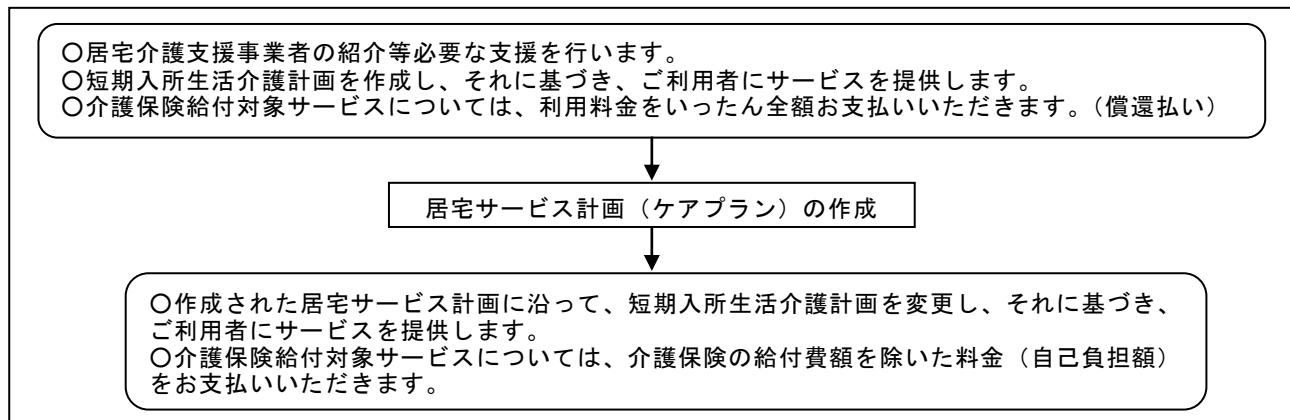
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合にはその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第3条参照)

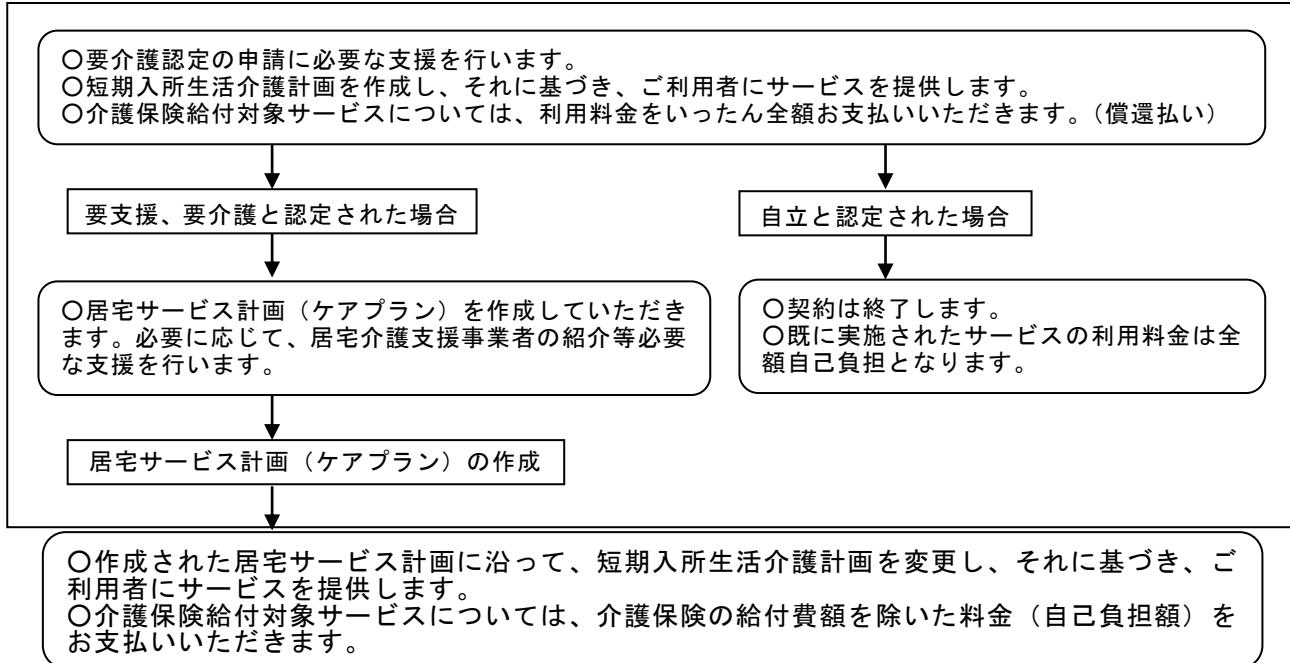


ご利用者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、サービス担当者会議等でご利用者又はご家族等に関する事項も提供する場合がありますのでご了承ください。なお、契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にてご利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限*

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

危険物、職員への心付け、飲食物等

※ 飲食物の差し入れは結構ですが、必ず寮母室を通してお渡しください。

(2)面会

面会時間 9:00～18:00

※ 来訪者は、必ず事務所受付で面会受付カードに必要事項をご記入ください。

※ 18:00 以降に来訪される場合、ケアハウス玄関から入っていただき宿直者に申し出てください。

(3)施設・設備の使用上の注意(契約書第12条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただかず、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4)喫煙

施設内は禁煙のため喫煙はできません。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

※入院治療については下記の医療機関では行っていないため、下記の医療機関から入院可能な診療機関へ紹介を行っています。

協力医療機関

医療機関の名称	与謝野町立国民健康保険診療所	いとうクリニック
所 在 地	京都府与謝郡与謝野町石川 685-1	与謝野町男山 140-8
診 療 科	内科、外科、リハビリ科、禁煙外来、総合診療科	内科、外科、リハビリ科、緩和ケア、在宅診療

6. 事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、当施設緊急時マニュアルの事故対応連絡関係により速やかに対処いたします。主に、利用者家族、京都府、行政、医療機関等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

7. 損害賠償について(契約書第13条、第14条参照)

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

8. 虐待防止について

(1) 当施設は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当施設はサービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村並びに都道府県に通報するものとします。

(3) 虐待防止責任者は理事長とし、担当者は施設長となります。

9. 満足度調査実施について

当法人、施設に関しては毎年1回、利用していただいている方やご家族のご意見をアンケートを通じて、ご意見をいただき、問題点等の改善に努めておりますので、ご協力をお願いしております。また改善結果等を回答もさせていただきます。

10. 非常災害時について

当施設では、非常災害時に関する各種、非常災害等マニュアル(火災・地震・緊急(事故対応)・衛生・感染)を設置して防災体制を整えております。また、避難誘導・消火・緊急連絡等の訓練を年2回(夜間想定・日中想定各1回ずつ)実施して、非常時に迅速・適切に行動できる体制を整えております。

11. ハラスメント対策について

当法人、施設に関してはハラスメント防止対策を実施しています。

- (1) セクシャルハラスメント
- (2) パワーハラスメント
- (3) マタニティーハラスメント
- (4) その他ハラスメント

相談窓口 総務:石倉裕子 施設福祉課長:石本恭子

- (5) カスタマーハラスメント

受付窓口 女性担当 総務:石倉裕子 男性担当 給食係係長:木上央晴

非常災害対策

非常時の対応	別に定める「消防計画」に沿って対応します。		
協力関係	非常時の相互応援を約束します。		
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」に沿って、年2回の夜間および昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。		
防災設備	設備名称	個数等	設備名称
	スプリンクラー	あり	防火扉
	避難階段	3箇所	屋内消火栓
	自動火災報知機	あり	非常通報装置
	誘導灯	15箇所	漏電火災報知機
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源
	カーテン・のれん等は防炎性能のあるものを使用しています。		
防火管理者	施設福祉課長:石本恭子		
管理権限者	施設長:安見真一		

別 表

理美容料金表

協力理美容業者名	サービス内容	料 金
宮津理容組合	カットのみ	2,000円/回
一般社団法人(株)ちよきぞう	利用者合計金額が10,000円以下の場合は下記料金プラス	1人500円
	ベッド上で施術、また2人以上で対応する方は下記料金プラス	1人500円
	丸刈り	1,800円/回
	丸刈り・ひげそり	2,600円/回

	カット	2,500円/回
	カット・ひげそり(男性)	3,400円/回
	カット・顔そり(女性)	3,000円/回